## 明和町 1 か月児健康診査のご案内

1か月児健康診査は赤ちゃんの成長や発達、保護者の方の心配事や気になることを確認する大切な健康診査となります。

明和町では令和6年4月から1か月児健康診査を受診される際に助成を行っています。受診機関により助成方法が違いますので、ご確認の上、受診をしてください。

- 対象者:医療機関等が実施する1か月児健康診査で、受診日において明和町に住民票のある方。 令和6年4月1日以降に受診される健診が対象。概ね生後1か月のお子様(生後3か月まで)。
- 補助回数:お子様1人につき1回限りです。

## 【松阪地区医師会1か月児健診実施医療機関で受診する場合】

- 医療機関の窓口に①~③を提出します。
- ① 1か月児健康診査結果票(太線内を記入) ②母子健康手帳 ③保険証
- 公費負担額(4,000円)を超える場合は自己負担になります。
- 1 か月児健康診査結果票は受診した医療機関から明和町へ健診費用の請求とともに郵送されます。 明和町では健診の結果を母子保健事業(相談や訪問など)で使用することがあります。それを同意の 上受診ください。なお個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、母子保健事業以外には使用しません。

## 【松阪地区医師会以外の医療機関等で受診する場合】

全額自己負担で医療機関等へお支払い後、申請により一部費用を助成します。(上限 4,000 円)

- 1. 医療機関等の窓口に①~④を提出します。いったん全額自費でかかった費用をお支払いください。
- ①医療機関への依頼文書(健診票に添付されたもの)
- ②母子健康手帳 ③1か月児健康診査結果票 ④保険証
- 2. 明和町こども課へ以下の①~⑤を準備して、申請してください。
- ①申請書(出生届出時にお渡ししたもの) ②母子健康手帳
- ③領収書(1か月児健康診査に係る支払額がわかるもの。保険診療で実施した場合は対象外になります。)
- ④受診した医療機関の結果の記入がある1か月児健康診査結果票 ⑤振込先がわかるもの
  - ・申請期日 受診日から6か月以内(期日内に申請できない場合はお問い合わせください。)
- 3. 後日、申請された費用をお振込みさせていただきます。

## 【問い合わせ先】

明和町役場 こども課 母子支援係 (明和町大字馬之上945番地)

